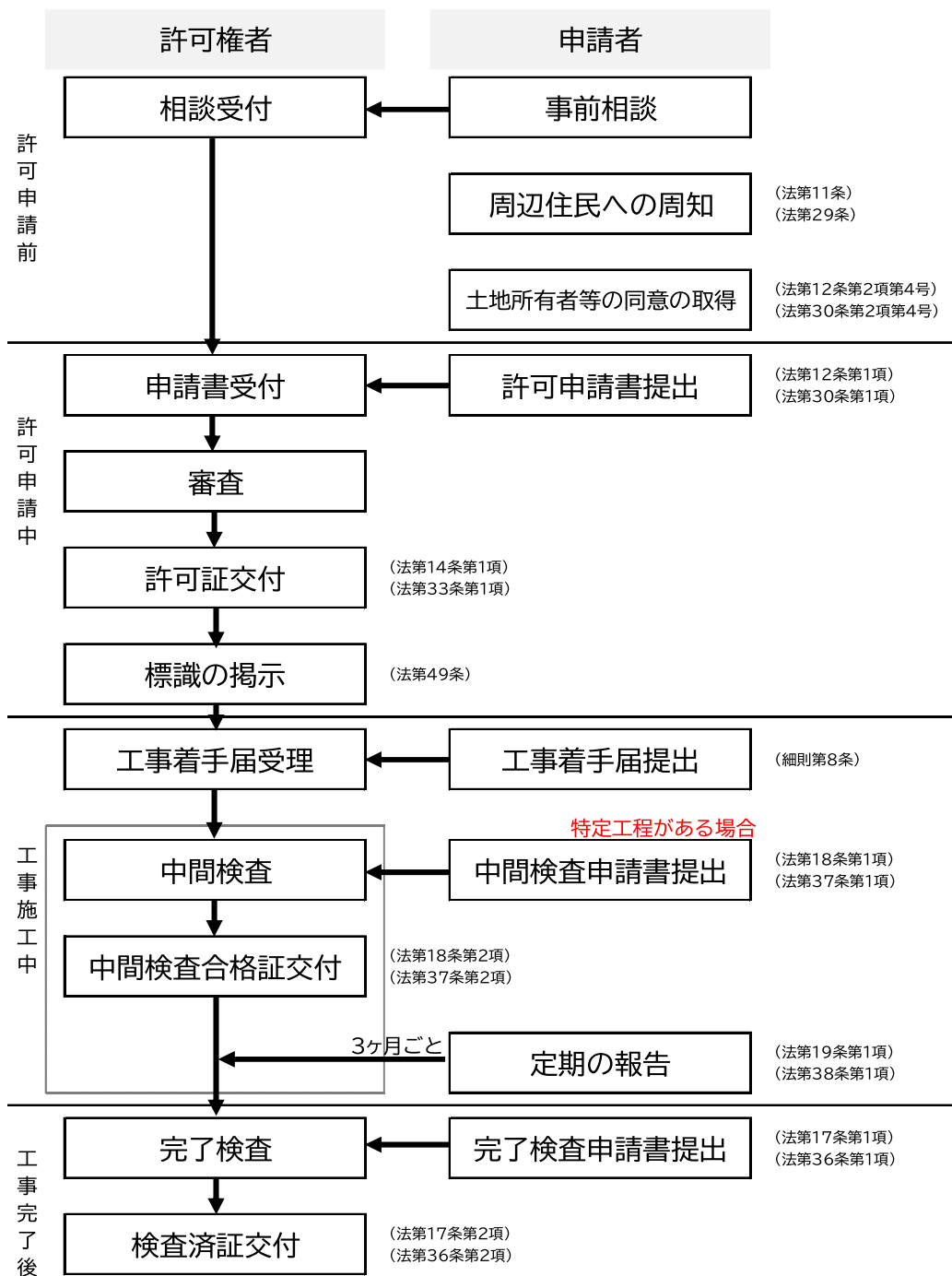


第3章 許可申請・届出の手続き

3.1 許可申請手続きの流れ

許可の対象となる行為は土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）及び土石の堆積があり、それぞれの規制対象行為ごとの手続きフローは次のとおり。

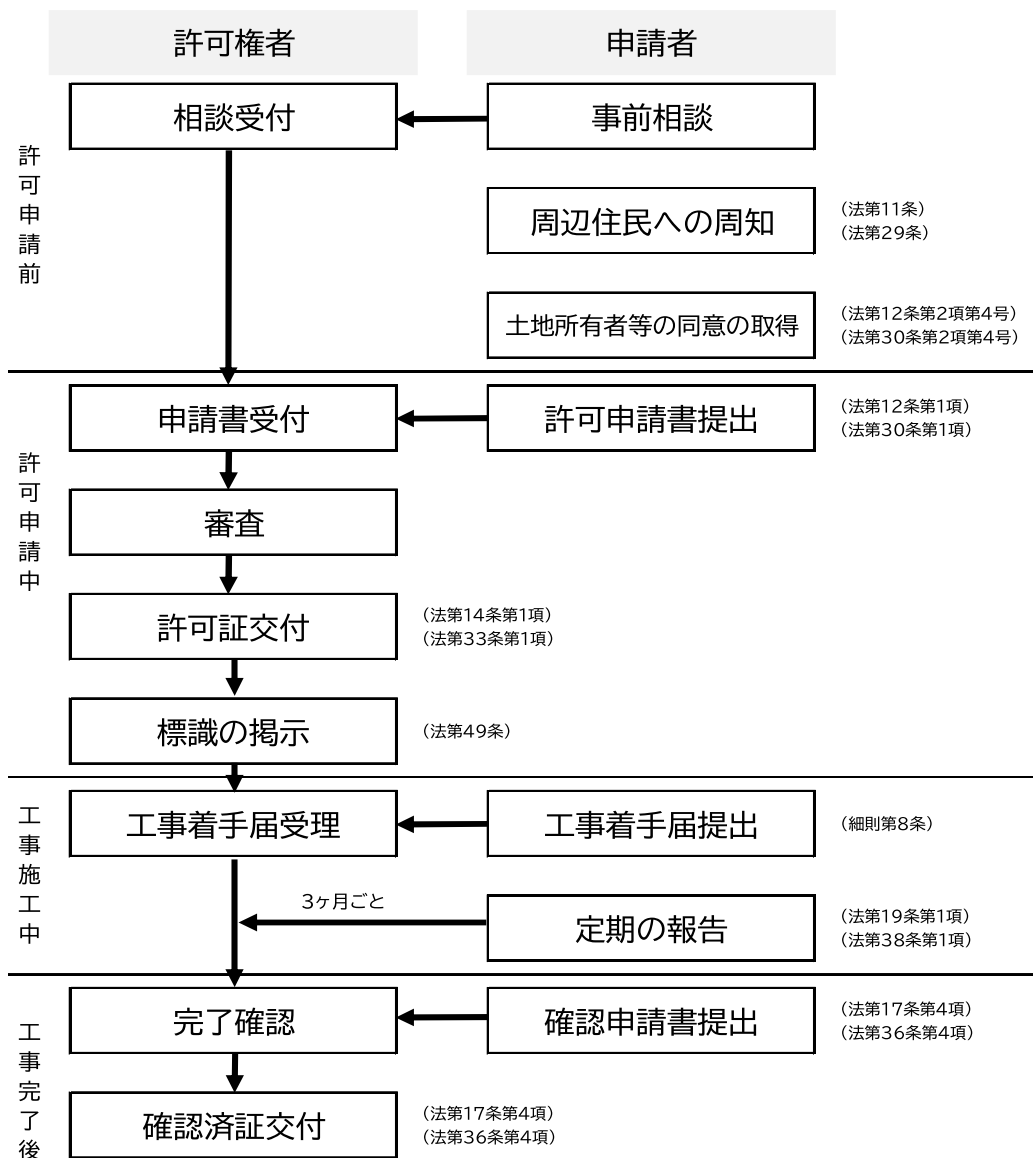
3.1.1 土地の形質変更(宅地造成、特定盛土等)に関する工事の手続きの流れ



※「特定工程」については、「5.5.4.1.中間検査の対象」を参照

第3章 許可申請・届出の手続き

3.1.2 土石の堆積に関する工事の手続きの流れ



第3章 許可申請・届出の手続き

3.1.3 標準処理期間

標準処理期間は、申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間のことです。

標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「目安」を定めたものなので、必ずしも標準処理期間内に申請に対する応答があるとは限りません。

また、添付書類や記載漏れ等の不備のある申請を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。

宮城県では、盛土規制法に係る許可等の処分について、標準処理期間を次のように定めています。

事 務		標準処理期間
土地の形質変更 (宅地造成、 特定盛土等)	工事の許可 (法第12条第1項、法第30条第1項)	60日
	森林法第10条の2に規定する 開発行為の許可を伴う場合	90日
土石の堆積	工事の許可 (法第12条第1項、法第30条第1項)	40日

※標準処理期間には、土日祝日などの閉庁日、補正に要する期間は含みません。

第3章 許可申請・届出の手続き

3.1.4 許可申請又は届出に必要な書類等

許可の申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。申請書は、正本及び副本の計2部を提出してください。

なお、次の事案については、許可申請書の受付部署と技術的審査を行う部署が異なるため、許可までの処理機関短縮のため、正本1部、副本2部の計3部の提出に御協力願います。

- ・ 森林法第10条の2による開発行為の許可と重複するもの
 - ・ 栗原市及び登米市内で行う盛土等（建築目的）の許可申請に係るもの
- 申請書の提出先は、次のとおりで、工事等を行う場所、面積によって異なります。

許可	建築宅地課	各土木事務所
許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内 ・面積10,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積10,000㎡未満 (市街化調整区域内を除く)

届出	建築宅地課	各土木事務所
届出(第27条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内を除く

申請窓口

連絡先	面積区分	地域区分
建築宅地課盛土対策班 022-211-3246	10,000㎡以上 市街化調整区域	県内全域（仙台市を除く）
大河原土木事務所行政班 0224-53-3903	10,000㎡未満 (市街化調整区域を除く)	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町川崎町、丸森町
仙台土木事務所行政第2班 022-297-4118		塩竈市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、富谷市、大和町、大郷町、大衡村、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
北部土木事務所行政班 0229-91-0732		大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町
栗原地域事務所行政班 0228-22-2174		栗原市
東部土木事務所行政班 0225-94-8692		石巻市、東松島市、女川町
登米地域事務所行政班 0220-22-2494		登米市
気仙沼土木事務所行政班 0226-24-2539		気仙沼市、南三陸町

第3章 許可申請・届出の手続き

3.1.5 申請に係る必要書類等

工事の許可申請又は届出に必要な書類は、土地の形質変更（宅地造成及び特定盛土等）、土石の堆積ごとにことになっており、次表に示すとおりです。

なお、官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書等については、申請時点の情報（最新の情報）が記載されたものを提出してください。

3.1.5.1 土地の形質変更(宅地造成、特定盛土等)の許可申請に必要な書類等

- ① 許可申請書（規則様式第2）
- ② 添付書類（図面）

綴順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2500 以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする こと。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
1	登記事項証明書	盛土・切土を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の登記事項証明書		
2	公図	盛土・切土を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の公図		
11	求積図	実際に切土・盛土を行う土地の求積図(盛土・切土をしない敷地を含む敷地全体ではありません。)		

第3章 許可申請・届出の手続き

③ 添付資料（各種書類）

12	構造計算書	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
13	安定計算書	渓流等で高さ15mを超える盛土をする時は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
14	安定計算書	崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書(施行令第8条第1項第1号イ～ハに該当し、擁壁を設置しない場合)
15	設計者の資格を証する書類(※)	次に該当する措置を講じる場合、「設計者の資格」を証明する書類 ・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1500㎡を超える土地における排水施設の設置
16	写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
3	住民票等の写し等	許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(個人番号は黒塗りしたもの)又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
4	登記事項証明書	許可を受けようとする者が法人であるとき、法人の登記事項証明書
5	役員の住民票の写し等	許可を受けようとする者が法人であるとき、役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(個人番号は黒塗りしたもの)又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
6	資金計画書	規則様式第三の資金計画書
7	土地使用同意書	土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利(使用収益権(永小作権、地役権等))を有する者の全ての同意を得ていることを証する書類(県細則で定める予定)
8	周知措置に関する書類	周辺の住民の範囲を示す書類、住民への周知措置を講じたことを証する書類
9	株主等の住民票の写し等	許可を受けようとする者が法人であるときで、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があつたとき
10	株主等の株式の数等が確認できる書類	許可を受けようとする者が法人であるときで、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資の額の5/100以上の額に相当する出資をしている者があつたとき
11	国税及び県税の納税証明書等	(法人)直近の事業年度の法人税及び法人事業税に滞納がないことを証する書類 (個人)前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類
12	融資証明又は残高証明	資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金もしくは貯金の残高を証明する書類
13	誓約書(権利能力)	破産手続き開始決定を受けて福権を得ない、土地利用規制関係法令等に違反し処分を受けていないことなどの誓約書(県細則で定める予定)
14	工事施工者に関する書類	工事施工者の事業経歴書、工事施工者が建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、登記事項証明書(工事施工者が法人の場合)
15	誓約書(暴力団に該当しない)	工事主(役員、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主等を含む)が、暴力団、暴力団員等にア該当しないこと等を誓約する書類(県細則で定める予定)
16	印鑑証明書等	同意した者すべての印鑑登録証明書又は印鑑証明書

(※) 設計者の資格は次のとおりで、1～8のいずれかの資格を有することを証明する書類を提出してください。(宮城県が発行する「工事設計者登録証」(旧細則「宅地造成工事設計資格者登録証」)又は仙台市が発行する「宅地造成等に関する工事の設計資格者登録証」でも可)

	学歴	実務経験	資格等
1	大学で土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	土木、建築の技術に関して2年以上	-
2	短期大学(専門職大学の前期課程を含む)で土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業(専門職大学の前期課程にあっては修了)した者	土木、建築の技術に関して3年以上	-
3	短期大学(本表の1又は2に該当する場合を除く)又は高等専門学校で土木又は建築に関する	土木、建築の技術に関して4年以上	-

第3章 許可申請・届出の手続き

	課程を修めて卒業した者		
4	高等学校又は中等教育学校で土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	土木、建築の技術に関して7年以上	-
5	-	土木、建築の技術に関して10年以上	国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習を修了した者
6	大学(短期大学を除く)の大学院又は専攻科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した者	土木、建築の技術に関して1年以上	-
7	-	-	以下の技術士法の第二次試験に合格した者()内は選択科目を示す。 ・建設部門 ・農業部門(農業農村工学、農業土木) ・森林部門(森林土木) ・水産部門(水産土木) ・林業部門(森林土木)
8	-	-	一級建築士

④ その他知事が必要と認める書類

①～③のほか、案件に応じて、追加で資料をお願いする場合があります。

第3章 許可申請・届出の手続き

3.1.5.2 土石の堆積の許可申請に必要な書類等

① 許可申請書（規則様式第4）

② 添付書類（図面）

綴順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2500以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	
5	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10000以上	
6	地形図	方位及び土地の境界線	1/2500以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
7	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
1	登記事項証明書	土石の堆積を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の登記事項証明書		
2	公図	土石の堆積を行う土地のほか、空地等を含む敷地全体の土地の公図		
8	求積図	実際に土石の堆積を行う土地の求積図(空地等を含む敷地全体ではありません。)		

第3章 許可申請・届出の手続き

③ 添付資料（各種書類）

9	土石の崩壊を防止する措置を講じた場合、当該措置が適切であることを証する書類	勾配が1/10 を超える土地で土石の堆積を行う場合、構台等を設置し、土石の堆積を行う面の勾配を 1/10 以下とする等堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じた場合、当該措置の内容が適切であることを証する書類(想定される土圧、水圧、自重のほか、重機等による積載荷重に耐えうる構造であることを設計した構造計算書等)
10	土砂の流出防止措置を講じた場合、当該措置が適切であることを証する書類	堆積した土石を防水性シートで覆う等堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が侵入することを防ぐための措置 堆積する土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する措置(勾配は1:2.0 よりも緩くすることが望ましい。)
11	写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
3	住民票等の写し等	許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(個人番号は黒塗りしたもの)又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
4	登記事項証明書	許可を受けようとする者が法人であるとき、法人の登記事項証明書
5	役員の住民票の写し等	許可を受けようとする者が法人であるとき、役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し(個人番号は黒塗りしたもの)又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
6	資金計画書	規則様式第5の資金計画書
7	土地使用同意書	土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利(使用収益権(永小作権、地役権等))を有する者の全ての同意を得ていることを証する書類(県細則で定める予定)
8	周知措置に関する書類	周辺の住民の範囲を示す書類、住民への周知措置を講じたことを証する書類
9	株主等の住民票の写し等	許可を受けようとする者が法人であるときで、発行済株式総数の 5/100 以上の株式を有する株主又は出資の額の 5/100 以上の額に相当する出資をしている者があるとき
10	株主等の株式の数等が確認できる書類	許可を受けようとする者が法人であるときで、発行済株式総数の 5/100 以上の株式を有する株主又は出資の額の 5/100 以上の額に相当する出資をしている者があるとき
11	国税及び県税の納税証明書	(法人)直近の事業年度の法人税及び法人事業税に滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し (個人)前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し
12	融資証明又は残高証明	資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金もしくは貯金の残高を証明する書類
13	誓約書 (権利能力)	破産手続き開始決定を受けて福権を得ない、土地利用規制関係法令等に違反し処分を受けていないことなどの誓約書(県細則で定める予定)
14	工事施工者に関する書類	工事施工者の事業経歴書、工事施工者が建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、登記事項証明書(工事施工者が法人の場合)
15	誓約書 (暴力団に該当しない)	工事主(役員、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主等を含む)が、暴力団、暴力団員等にア該当しないこと等を誓約する書類(県細則で定める予定)
16	土地所有者等の同意書等	同意した者すべての印鑑登録証明書又は印鑑証明書

④ その他知事が必要と認める書類

①～③のほか、案件に応じて、追加で資料をお願いする場合があります。

3.1.5.3 設計者の資格の登録

【法】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条

1 (略)

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【省令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える擁壁の設置

二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。

二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。

三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。

五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【県細則】

(資格者の登録)

第十一条 令第二十二条に定める資格を有する者は、知事の登録を受けることができる。

2 前項の規定により登録を受けようとする者は、工事設計資格者登録申請書(様式第十一号)に履歴書及び履歴を証明する書類を添付して知事に申請しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により登録を受けた者に工事設計資格者登録証(様式第十二号)を交付する。

解説

政令で定める資格を有する者は、工事設計資格者として県の登録を受けることができます。登録を希望する方は、県細則様式第11号により申請してください。登録された方には、工事設計資格者登録証を交付します。

※登録は任意です。必須のものではありません。申請先は建築宅地課です。

なお、改正前の県細則(宅地造成等規制法施行細則)第8条第1項の規定により県の登録を受けた方については、改正後の県細則第11条第1項の登録を受けたものとみなします。

また、政令で定める資格を有する者であることについて、仙台市規則第5条の規定により仙台市長の登録を受け、その旨を証する書類の交付を受けたときは、当該書類を省令第7条第1項第5号に掲げる書類とみなします。

登録の申請先は、宮城県土木部建築宅地課です。

※各土木事務所では、登録申請の受付を行っておりません。

第3章 許可申請・届出の手続き

3.1.6 許可申請手数料

【手数料条例】																																																																			
(手数料の徴収)																																																																			
<p>第二条 知事は、次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げるときに、手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に特別の計算単位の定めがあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては一件につきそれぞれ定める額とする。</p>																																																																			
納入義務者	百九十二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可を申請する者																																																																		
徴収の時期	申請するとき																																																																		
手数料の額	<p>次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <table border="1"> <tr><td>イ</td><td>五百平方メートル以内のもの</td><td>一万六千円</td></tr> <tr><td>ロ</td><td>五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの</td><td>二万七千円</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</td><td>三万七千円</td></tr> <tr><td>ニ</td><td>二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの</td><td>五万四千円</td></tr> <tr><td>ホ</td><td>三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</td><td>六万七千円</td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</td><td>八万八千円</td></tr> <tr><td>ト</td><td>一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの</td><td>十四万八千円</td></tr> <tr><td>チ</td><td>二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの</td><td>二十二万五千円</td></tr> <tr><td>リ</td><td>四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの</td><td>三十五万千円</td></tr> <tr><td>ヌ</td><td>七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの</td><td>四十九万九千円</td></tr> <tr><td>ル</td><td>十万平方メートルを超えるもの</td><td>六十四万七千円</td></tr> </table> <p>2 土石の堆積に関する工事 次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <table border="1"> <tr><td>イ</td><td>五百平方メートル以内のもの</td><td>一万二千円</td></tr> <tr><td>ロ</td><td>五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの</td><td>一万四千円</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの</td><td>一万六千円</td></tr> <tr><td>ニ</td><td>二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの</td><td>一万九千円</td></tr> <tr><td>ホ</td><td>三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの</td><td>二万七千円</td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの</td><td>三万円</td></tr> <tr><td>ト</td><td>一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの</td><td>三万九千円</td></tr> <tr><td>チ</td><td>二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの</td><td>五万二千円</td></tr> <tr><td>リ</td><td>四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの</td><td>六万九千円</td></tr> <tr><td>ヌ</td><td>七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの</td><td>十万三千円</td></tr> <tr><td>ル</td><td>十万平方メートルを超えるもの</td><td>十二万五千円</td></tr> </table>	イ	五百平方メートル以内のもの	一万六千円	ロ	五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	二万七千円	ハ	千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三万七千円	ニ	二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	五万四千円	ホ	三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	六万七千円	ヘ	五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万八千円	ト	一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	十四万八千円	チ	二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	二十二万五千円	リ	四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	三十五万千円	ヌ	七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	四十九万九千円	ル	十万平方メートルを超えるもの	六十四万七千円	イ	五百平方メートル以内のもの	一万二千円	ロ	五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万四千円	ハ	千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万六千円	ニ	二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	一万九千円	ホ	三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二万七千円	ヘ	五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三万円	ト	一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	三万九千円	チ	二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	五万二千円	リ	四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	六万九千円	ヌ	七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	十万三千円	ル	十万平方メートルを超えるもの	十二万五千円
イ	五百平方メートル以内のもの	一万六千円																																																																	
ロ	五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	二万七千円																																																																	
ハ	千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	三万七千円																																																																	
ニ	二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	五万四千円																																																																	
ホ	三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	六万七千円																																																																	
ヘ	五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万八千円																																																																	
ト	一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	十四万八千円																																																																	
チ	二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	二十二万五千円																																																																	
リ	四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	三十五万千円																																																																	
ヌ	七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	四十九万九千円																																																																	
ル	十万平方メートルを超えるもの	六十四万七千円																																																																	
イ	五百平方メートル以内のもの	一万二千円																																																																	
ロ	五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万四千円																																																																	
ハ	千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万六千円																																																																	
ニ	二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	一万九千円																																																																	
ホ	三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二万七千円																																																																	
ヘ	五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三万円																																																																	
ト	一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	三万九千円																																																																	
チ	二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	五万二千円																																																																	
リ	四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	六万九千円																																																																	
ヌ	七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	十万三千円																																																																	
ル	十万平方メートルを超えるもの	十二万五千円																																																																	

解説

許可申請にあたっては、規制対象行為、面積の区分によりそれぞれ次の手数料が必要です。

面積区分	土地の形質変更 (宅地造成、特定盛土等)	土石の堆積
500 m ² 以内	16,000	12,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	27,000	14,000
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	37,000	16,000
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	54,000	19,000
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内	67,000	27,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	88,000	30,000
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	148,000	39,000
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	225,000	52,000
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	351,000	69,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	499,000	103,000
100,000 m ² 超	647,000	125,000

第3章 許可申請・届出の手続き

3.1.7 許可申請手数料の減免

【手数料条例施行規則】	
(手数料の減免)	
第二条 知事は、別表の上欄に掲げる手数料の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当する場合には、手数料に同欄各号に定める割合を乗じて得た額(別表十の項に掲げる手数料の場合、その額が二千元を超えるときは、二千元)を免除するものとする。	
手数料の種類	手数料の種類
七 表百九十二の項から百九十四の項までに規定する手数料	1 申請に係る工事が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画事業によるものであるとき 十割 2 申請に係る工事が新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)に基づく事業によるものであるとき 十割 3 申請に係る工事が土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく事業によるものであるとき 十割 4 申請に係る工事が住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)に基づく事業によるものであるとき 十割 5 申請に係る工事が都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)に基づく事業によるものであるとき 十割 6 申請に係る工事が公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)に基づく事業によるものであるとき 十割 7 災害を受けた者が、自ら居住するため、必要な宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合において、災害の止んだ日から六月以内に申請するとき 知事が定める割合

解説

盛土規制法の申請手数料について、減免規定を設けており、申請に係る工事が次の事業に該当する場合、手数料が免除されます。

都市計画法に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画事業

- ・ 新住宅市街地開発法に基づく事業
- ・ 土地区画整理法に基づく事業
- ・ 住宅地区改良法に基づく事業
- ・ 都市再開発法に基づく事業
- ・ 公営住宅法に基づく事業

このほか、災害を受けた者が、自ら居住するために必要な宅地造成に関する工事を行う場合において、災害の止んだ日から6ヶ月以内に申請する場合に、知事が定める割合が減額又は免除されます。

第3章 許可申請・届出の手続き

3.1.8 工区ごとの申請

【県細則】

(許可申請の手続)

第六条 法第十二条第一項本文又は法第三十条第一項本文の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、規則第七条第一項第一号若しくは第二項第一号の図面又は規則第六十三条第一項第一号若しくは第二項第一号の書類に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(完了検査の手続)

第十六条 法第十七条第一項又は法第三十六条第一項の検査は、法第十二条第一項本文又は法第三十条第一項本文の許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに申請することができる。

(中間検査の手続)

第十七条 法第十八条第一項又は法第三十七条第一項の検査は、法第十二条第一項本文又は法第三十条第一項本文の許可に係る工事の区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに申請することができる。

解説

県では、許可申請を行う際に、工事の区域を工区に分けたときは、工区の位置、区域及び面積を明示することとしています。

申請を工区に分けて行った場合には、中間検査、完了検査についても工区ごとに申請することができます。

第3章 許可申請・届出の手続き

3.2 届出手続きの流れ

【法】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【省令】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出)

第五十八条 特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二 前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

第七条

1 (略)

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二～五 (略)

第3章 許可申請・届出の手続き

- 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類
- 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九～十二（略）

2 （略）

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	

二～三（略）

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

解説

特定盛土等規制区域内で行う工事で、一定規模の工事を行う場合には、法第27条第1項に基づく届出が必要です。届出は、工事に着手する30日前までに行う必要があります。

届出を行う宅地造成等及び土石の堆積の規模は、特定盛土等規制区域内で、届出の規模以上かつ許可が必要な規模未満のものです。

行為	届出	許可
特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

※特定盛土等規制区域内の規制行為として「宅地造成」は法で規定されていません。しかし、特定盛土等規制区域内で行われる宅地造成についても「宅地において行う盛土その他の土地の形質変更」に該当し、特定盛土等に包含されることから、特定盛土等規制区域内で行われる宅地造成も規制対象となります

第3章 許可申請・届出の手続き

3.2.1. 特定盛土等の届出

「特定盛土等」の届出は、省令別記様式第19に必要な書類を添えて行ってください。添付書類は、次のとおりです。

① 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2500以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

② 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

③ 届出をしようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類（個人番号の記載がある場合には、黒塗りしてください。）

④ 届出をしようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

- ・ 登記事項証明書
- ・ 役員の住民票等氏名及び住所を証する書類（個人番号の記載がある場合には、黒塗りしてください。）

第3章 許可申請・届出の手続き

3.2.2.土石の堆積の届出

土石の堆積の届出は省令別記様式第20に必要な書類を添付して行ってください。添付書類は、省令第58条第2項第1号で準用する省令第7条第2項第1号、第4号、第5号及び第6号に定める書類等で、次のとおりです。

① 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10000以上	
地形図	方位及び土地の境界線	1/2500以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	

② 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

③ 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類（個人番号の記載がある場合には、黒塗りしてください。）

④ 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

- ・ 登記事項証明書
- ・ 役員の住民票等、氏名及び住所を証する書類（個人番号の記載がある場合には、黒塗りしてください。）